

川崎市高齢者施設等における自費検査費用補助金交付要綱

令和5年1月20日

4川健高事第1423号

市長決裁

(通則)

第1条 川崎市（以下「市」という。）は、高齢者施設等における自費検査費用補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において交付するものとし、この交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行下において、本市内の高齢者施設等（以下「施設」という。）における感染者発生後に施設が実施する自主検査の費用の一部を補助することにより、感染拡大防止を図るための施設の取り組みを評価し、また、それら施設の更なる感染防止対策を支援することを目的とする。

(補助対象経費及び限度額)

第3条 補助対象経費については、別表に掲げる対象施設における新型コロナウイルス感染者発生後の職員又は入所者に対して実施した検査に要した費用のうち、令和3年4月1日以降に実施したものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度による経費助成（補助）で交付されているもの及び行政検査については本事業の対象としないものとする。

(対象となる検査)

第4条 補助金の対象となる検査は施設において新型コロナウイルス感染者発生後に実施した検査のうち次に掲げるものとする。

- (1) PCR検査
- (2) 抗原定量検査
- (3) 抗原定性検査

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる検査のうち1件について20,000円を限度とし、次に掲げる額を比較して最も少ない額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 総事業費から、寄附金、その他の収入額を控除した額
- (2) 前条に定める対象経費の実支出額
- (3) 別表に定める基準額

(補助の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める日までに市長あて提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否及び補助金額について決定し、川崎市指令書(第2号様式)により結果を事業者に通知するものとする。

(補助条件)

第8条 前条による補助の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 第10条、第16条及び第19条から第20条までの各規定に定める条件
- (2) その他、市長が必要と認める条件

(補助金の交付等)

第9条 補助金は、補助事業完了後に市長が適当と認めた場合に交付する。

(補助事業の変更)

第10条 補助金交付事業者は、当該補助金の交付対象となった事業(以下「補助事業」という。)について、次のいずれかに該当するときは、事業変更承認申請書(第3号様式)に関係書類を添えて提出し、事業変更承認決定通知書(第4号様式)によりあらかじめ市長の承認を受けるものとする。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。

(報告の徴収等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付事業者に対し補助事業の進捗状況等について、調査し、又は報告を徴収することができる。

(補助金交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助金交付事業者又は補助事業が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に従って補助事業を行わなかったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容に適合しないとき。
- (5) 法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条の規定による交付すべき補助金の額の確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、同様とする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助金交付事業者が第12条の規定により補助金の交付決定を取り消され、前条の規定によりその返還を命ぜられた場合の加算金の取扱いは、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第16条第1項から第3項までの規定によるものとする。

2 補助金交付事業者が前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合の延滞金の取扱いは、規則第16条第4項の規定によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 市長は、補助金交付事業者が、第13条の規定による補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金の返還又は加算金若しくは延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度額においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(事業実績報告)

第16条 補助金交付事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了する前に川崎市の会計年度が終了したときは、速やかに、補助金に係る事業実績報告書（第5号様式）を市長へ報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第17条 市長は、前条第1項の事業実績の報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の内容が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、当該年度内の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助金交付事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 補助金交付事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、川崎市金銭会計規則（昭和39年4月1日川崎市規則第31号）第82条に規定する請求書を市長に提出するものとする。

(関係書類の管理保管)

第19条 補助金交付事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書(第7号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を市に返還しなければならない。

附 則 (令和5年1月20日・4川健高事第1423号・市長決裁)

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

別表

施設、事業所の種類	基準単価（補助上限）
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	入所定員に 20,000 円を乗じた額

注1 感染者が発生した場合、1 対象施設当たり職員及び入所者 1 人につき 1 件の検査について申請を行うことができる。ただし、感染発生してから一定の期間経過後であった、感染者の発生に至った事由が異なると客観的に判断される場合は、同一の者に対する検査について申請を行うことができる。

注2 対象施設は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。